

## 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分について

岐阜市告示第465号

平成12年3月27日

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次の表に掲げるとおり定め、平成12年4月1日から適用する。

なお、自動車騒音に係る騒音の規制規準に定める区域の区分等の指定について（平成8年4月1日岐阜市告示第7号）は、平成12年4月1日から廃止する。

### 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分

区 域	該 当 地 域
a区域	1 騒音第1種区域である地域 2 騒音第2種区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b区域	騒音第2種区域である地域（a区域である地域を除く。）
c区域	騒音第3種区域及び騒音第4種区域である地域

### 備考

この表において騒音第1種区域、騒音第2種区域、騒音第3種区域及び騒音第4種区域とは、それぞれ、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。